

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当会が立地する市街地域である中山地区において、洪水浸水想定区域 0.5m から 3m が予想されている。特に当該地域は商業集積地となっており、市街地の商業地区では、0.5m 以上の浸水が予想されている。また、当町では重要交通拠点のひとつである JR 鞍手駅周辺の小牧地区においても 0.5m から 3m の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

山間の永谷地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。当該地区は自動車整備業、製造業があることから、土砂災害による影響が懸念される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町では地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 62.5% 以上の確率で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきた。特に 1953 年(昭和 28 年) 6 月、1959 年(昭和 34 年) 7 月、1971 年(昭和 46 年) 7 月、1978 年(昭和 53 年) 9 月の災害については災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けた。

平成 30 年 7 月の台風第 7 号及び梅雨前線の影響により浸水被害が発生しました。西川が氾濫、各地で道路が冠水し、氾濫危険水位に到達した。

当町は、他の地域と比べると地震によって受けた経験が少ないといわれてきたが、2005 年(平成 17 年) 3 月 20 日に福岡県西方沖(福岡市の北西約 30 km)を震源とする最大震度 6 弱の地震(深さ 9 km、マグニチュード 7.0)が発生し鞍手町でも震度 4 を観測した。また、2016 年(平成 28 年) 4 月 14 日には熊本県熊本地方を震源とする最大震度 7 (マグニチュード 6.5)の地震が発生し、4 月 16 日にはこの地震を前震とする最大震度 7 (マグニチュード 7.3)となる熊本地震が発生した。この地震の影響により鞍手町においても震度 4 を観測している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 483 人
- ・小規模事業者数 374 人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業 所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	81	65	町内に分散も比率は中山地区に多い
	製造業	76	53	町内に分散も比率は中山地区に多い
	卸売業	25	19	多くが中山地区に集中している
	小売業	108	85	多くが中山地区に集中している
	飲食店	58	56	多くが中山地区に集中している
	サービス業	63	51	多くが中山地区に集中している
	その他	72	45	町内に分散も比率は中山地区に多い
	合計	483	374	

（３） これまでの取組

１） 当町の取組

- ・ 鞍手町地域防災計画策定（平成 30 年）
- ・ 当町ハザードマップの更新・配布（令和 6 年）
- ・ 自主防災計画の策定
- ・ 自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策

２） 当会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者に対する事業者 B C P 策定支援
- ・ 鞍手町が実施する防災訓練への協力
- ・ 損保会社と連携した損害保険への加入促進

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・リスク予防診断から事業継続計画（BCP）の策定までのワンストップ支援事業を実施することにより、商工会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし、災害に負けない強い事業者を育成する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害 保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社との連携により専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・鞍手町事業継続力強化支援協議会（協議会構成員：当会、当町）を最低年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 6 時間以内に職員の安否報告を行う。

・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を鞍手町商工会と鞍手町で共有する。

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鞍手町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

豪雨時における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

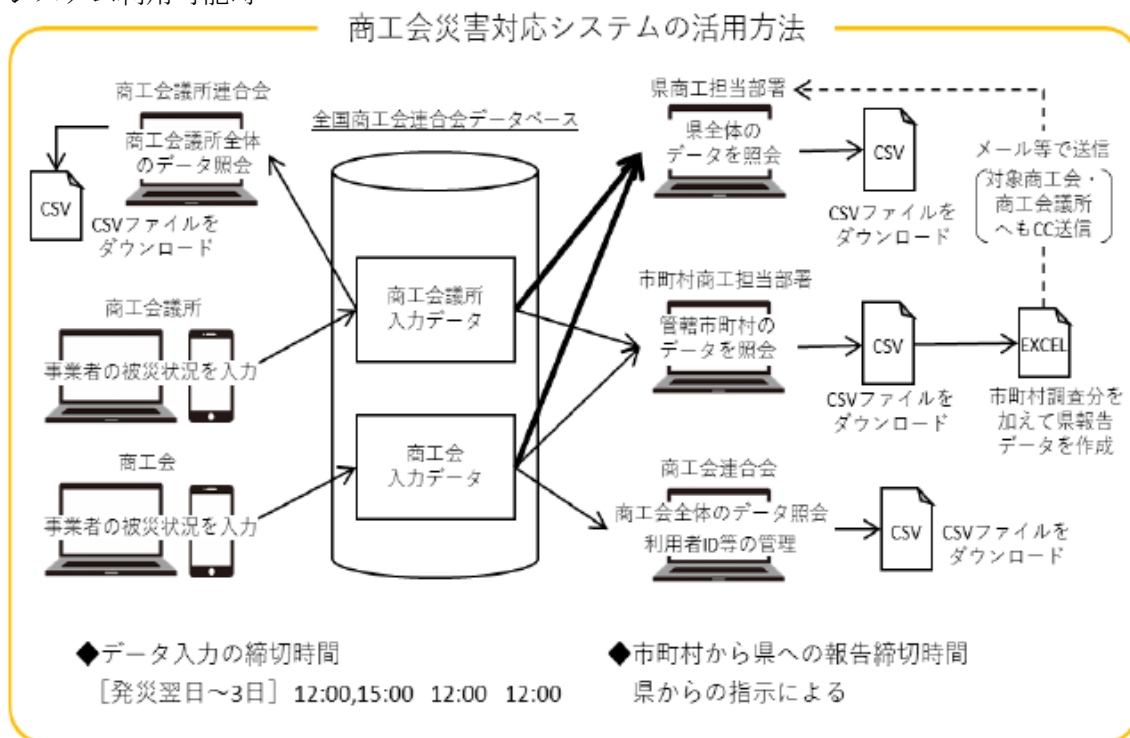
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

・当町で取りまとめた「鞍手町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

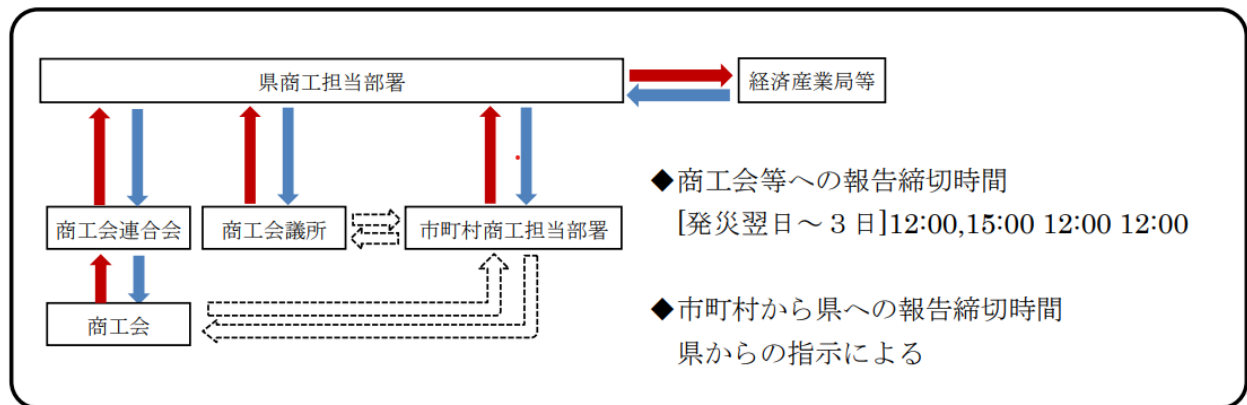
＜ 3. 発災時における連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の福岡県が指定する方法にて当会又は当町より福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



- ②システム不具合発生時
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興経費支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による関工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

	被害箇所				被害状況		区分 (被害の程度・被害箇所)
	所在地	商店街の場合(商店街名)	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、備品、機械、設備の被害など、出来る範囲で可能なだけ詳しく記載してください)	
記入例	○○県○○市○○区○○	—	株式会社○○	製造業	約 10 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	被害→被害箇所(建物・備品・機械・設備)に被害が生じた箇所を記入し、被害の程度(被害箇所)を記入する。被害の程度(被害箇所)が異なる場合は、複数箇所に記入する。
	△△市△△区△△町△△	△△商店街	△△商店	酒販業	約 140 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※記入欄に記入できない場合は、備考欄に記入してください。また、被害額が記入できない場合は、備考欄に記入してください。また、被害額が記入できない場合は、備考欄に記入してください。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鞍手町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 6 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
鞍手町商工会 事務局長 鞍手町商工会 法定経営指導員 連携 連絡調整 鞍手町 産業振興課長 鞍手町産業振興課 確認 連携 鞍手町まちづくり課 (防災)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 船津 敬明 崎山 友博 (連絡先は (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①商工会 鞍手町商工会 〒807-1312 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 2768 TEL0949-42-0357 / FAX0949-42-4468 E-mail kurate@shokokai.ne.jp	
②関係市町村 鞍手町 産業振興課 産業振興係 〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 TEL0949-42-2111 / FAX0949-42-5693 E-mail shoukou@town.kurate.lg.jp	
※その他	
・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
専門家派遣 チラシ作成費	330 50	330 50	330 50	330 50	330 50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鞍手町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
① 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071 ② 東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店長 渡部 一 所在地 〒812-8705 福岡県福岡市博多区綱場町 3 - 3 福岡東京海上日動ビル 3 階 電話番号 092-281-8305	
連携して実施する事業の内容	
・災害リスク等の周知としてチラシ SNS 等を通じ周知 ・リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案 ・事業継続計画(BCP)策定支援	
連携して事業を実施する者の役割	
① 福岡県火災共済協同組合 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・各種セミナーなどの実施 ・事業継続マネジメント (BCM) 体制構築支援 ② 東京海上日動火災保険株式会社 ・災害のリスクや損害保険等の内容についての周知 ・リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案 ・BCP 及び事業継続力強化計画の策定支援 ・事業継続マネジメント (BCM) 体制構築支援	
連携体制図等	